英国、保護対象の食品・飲料名称をめぐる北アイルランドの規則案について意見募集

Defraは、ウィンザー・フレームワークに基づく地理的表示と蒸留酒の執行に関する国内手続きについて意見を募集している。

2026年11月24日（火）



英国政府は、北アイルランドにおける地理的表示と蒸留酒の基準の取り扱いに関する規則案について意見を募集している。意見募集は2027年1月4日まで実施される。

環境・食料・農村地域省（Defra）が公表した意見募集は、ウィンザー・フレームワークに基づき北アイルランドに適用される欧州連合（EU）の2つの規則を支えるために必要な国内法の改正に焦点を当てている。一つは地理的表示を扱う規則（EU）2024/1143で、もう一つは蒸留酒の表示と成分に関する規則（EU）2019/787だ。

Defraによると、今回の意見募集は、これらのEU規則を北アイルランドに適用すべきかどうかを問うものではない。英国はすでにウィンザー・フレームワークに基づき、関連するEU要件を同地域で

実施する義務を負っているという。今回、省が意見を求めているのは、法定文書の最終決定に先立ち、国内手続きと執行制度をどのように運用すべきかについての根拠や見解だ。

この提案は、法文の細部にとどまらない影響を及ぼす。EUの特定の規制要件が引き続き適用される英国市場の一地域で、保護対象の名称をどのように申請し、異議を申し立て、執行するかに関わるためだ。飲料生産者にとっては、ワインや蒸留酒に結び付いた名称の保護手続きに加え、蒸留酒の表示や成分に関する適合性検査のあり方も左右する可能性がある。

地理的表示（GI）は、品質や評判が特定の土地と結び付いた製品に使われる名称を保護するものだ。飲料分野では、地域的な原産地や公認された生産方法に基づく名称を持つワインや蒸留酒などが該当する。Defraの意見募集では、申請、異議申し立て、再審査のための国内制度案が明確で、実際に運用可能かどうかについて、政府が意見を求めている。

また同省は、農産食品、ワイン、蒸留酒の地理的表示に、同じ基本手続きを適用すべきかどうかも尋ねている。複数のカテゴリーで事業を展開する企業や業界団体にとっては、製品ごとに異なる手続きではなく、単一の手続きを利用できるかどうかに関わる問題だ。

意見募集では、申請者と異議申立人が互いに協議し、協議報告書を作成する際に求められる手続きも扱う。保護対象の名称をめぐる紛争の実務面に関わる項目であり、生産者や業界団体、その他の関係者が、適格性、市場への影響、混同のおそれなどについて異なる見解を示す可能性がある。

蒸留酒についてDefraは、表示と成分に関するEU規則に関連して更新される国内の執行規定への意見を求めている。執行規定の変更が実務に及ぼす影響のほか、費用や削減効果、導入上の影響、意図しない結果なども対象となる。意見募集資料は、EUの基準そのものを見直すことを提案してはいない。北アイルランドで国内法を通じてそれらの基準をどう執行するかに焦点を当てている。

これは北アイルランド向けに販売する蒸留業者、輸入業者、卸売業者、小売業者にとって重要な意味を持つ可能性がある。表示や成分の規則は、製品の説明方法、特定カテゴリーの要件を満たす原材料や製造方法、基準に適合しない製品に対する規制当局の対応に影響する。こうした分野でEU規則が引き続き適用される市場では、国内の執行制度によって、企業にとってのコンプライアンスの予見可能性や負担が左右される。

意見募集のページによると、回答者はオンライン調査を通じて意見を提出できる。Defraは参考資料として、プライバシー通知、北アイルランドの地理的表示と蒸留酒に関する意見募集文書、意見募集に関する書簡も公表している。

今回の取り組みは、北アイルランドにブレグジット後の独自の通商・規制体制を設けたウィンザー・フレームワークに関連する、継続中の法務・行政上の作業の一環だ。政府は今回、EUの義務を、当局者、生産者、執行機関が実務で利用できる国内手続きに落とし込もうとしている。

飲料業界の企業にとって、今回の結論は北アイルランドで保護対象の名称をどのように管理・防御するか、また蒸留酒の規則を現場でどう執行するかに影響する可能性がある。原産地表示、カテゴリーの定義、ラベル承認が市場アクセスやブランド価値の維持に欠かせないワインや蒸留製品を扱う企業にとって、とりわけ重要だ。